

教育委員会定例会事項書

令和3年11月12日(金)
13:30～ 教育委員室

1 開会宣言

議事録署名者 北 野 委 員

2 前回定例会審議結果の確認(別紙参照)

3 請 願

請願 1 公立学校における「1年単位の变形労働時間制」の導入を行わないことを求める請願について

4 議 題

議案第 21号 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案

議案第 22号 三重県教育職員特別免許状授与審査委員の任命について

議案第 23号 現業職員に係る規定の整理に伴う関係条例の整備に関する条例案(公立学校職員の給与に関する条例関係、職員等の旅費に関する条例関係、県立高等学校等の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例関係、公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例関係)

議案第 24号 令和3年度三重県一般会計補正予算(第13号)について

議案第 25号 三重県地方産業教育審議会委員の任命について

5 閉会宣言

前回定例会の審議結果

1 日時

令和3年10月28日(木)

開会 9時30分

閉会 9時58分

2 場所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席者 木平教育長、森脇委員、大森委員、北野委員、栗須委員

議事録署名者 森脇委員

4 採択議案の件名

該当なし

5 請願陳情の付議の結果

該当なし

6 諸般の報告

報告1 公立学校における働き方改革の推進(教育職員における1年単位の变形労働時間制)について

報告2 令和3年度三重県学校保健功労者表彰について

報告3 令和4年度三重県立高等学校入学選抜における学力検査の出題範囲について

報告4 県立学校教職員の人事異動報告について

報告5 市町等立小中学校・義務教育学校教職員の人事異動報告について

報告6 令和4年度三重県立学校実習助手採用選考試験の実施について

報告7 令和4年度三重県職員(機関士・航海士)採用選考試験の実施について

報告8 令和4年度三重県立学校育児休業等代替任期付講師等採用候補者名簿登載試験の実施について

7 その他会議において必要と認めた事項

該当なし

請願 1

公立学校における「1年単位の变形労働時間制」の導入を行わないことを
求める請願について

請願について、別紙のとおり提出する。


令和3年11月12日提出

三重県教育委員会教育長 木平 芳定



請願文書表

教育委員会

受付番号	受付年月日	件名等	請願者	教育長の意見
請 1	令和3年11月2日	<p>(件名) 公立学校における「1年単位の変形労働時間制」の導入を行わないことを求める請願書</p> <p>(要旨) 三重県内の公立学校における「1年単位の変形労働時間制」の導入を行わないこと</p>	<p>長谷川 祐希</p> <p></p>	<ul style="list-style-type: none"> 教育職員における1年単位の変形労働時間制は、令和元年12月に公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法が改正され設けられました。 県立学校及び小中学校における教育職員が本制度を活用するには、公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例を改正し、本制度に関する規定を設ける必要があります。 各学校における本制度の活用については、教育職員との対話などを通じて校長が計画し、服務を監督する各教育委員会が認めることとなります。また、ある分掌の教育職員に限って活用することもできます。 本制度を活用するには、文部科学大臣が定める公立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針に規定する措置を講ずる必要があります。 指針には、本制度を適用する教育職員に関する措置として、客観的な方法等による在職等時間の把握を行うこと、担当する部活動の休養日及び活動時間を国が定める基準の範囲内とすること、業務の新たな

			<p>な付加などにより在校等時間を増加させないようにすること、時間外在校等時間の上限を月42時間、年320時間の範囲内とすることが規定されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 臨時又は緊急に非常災害等やむを得ない場合に必要業務等については、現行上、本制度と関係なく時間外勤務の対象となります。 ・ 本制度は、時間単位で勤務時間を積み上げ勤務を割り振らない日を設定するものであり、休日のまとめ取りを行う方法を増やすとともに、様々な取組を総合的に進める必要がある学校における働き方改革において、取組の選択肢を増やすものとなります。 <p>以上のことから、本請願は不採択といたしたい。</p>
--	--	--	---

令和3年11月2日

三重県教育委員会教育長 木平 芳定 様
三重県教育委員会事務局教育総務課ご担当者様

請願者 長谷川 祐希



公立学校における「1年単位の变形労働時間制」の導入を行わないことを求める請願書の提出について

向寒の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。日頃より三重県の教育の発展のためにご尽力されていることに敬意を表します。

さて、日本国憲法第16条ならびに請願法に基づき、表題で示した事柄について、貴教育委員会に請願をさせていただきたく思います。別紙請願書をご覧くださいとともに、善処していただけたら幸いです。

提出者（請願者）

長谷川 祐希

住所

電話

令和3年11月2日

三重県教育委員会教育長 木平 芳定 様

公立学校における「1年単位の変形労働時間制」の導入を行わないことを求める請願書

長谷川 祐希



1 請願の要旨

三重県内の公立学校における「1年単位の変形労働時間制」の導入を行わないことを求めます。

日本国憲法第16条ならびに請願法に基づき、請願いたします。

2 請願の理由

令和3年10月29日付け中日新聞朝刊によると、県教育委員会は変形労働時間制導入に向けた条例案を県議会に提出する方針であることが示されています。本制度の導入は以下に示すように、教職員への負担のさらなる増大のみならず、学校運営上支障があるものと考えることから、導入を避けるべきであると考えます。

(1) 教職員の負担のさらなる増大

文部科学省が示している「1年単位の変形労働時間制」の導入の前提条件が満たされていないため、深刻な問題となっている教職員の長時間労働にさらに拍車がかかることが予想されます。文部科学省が示している導入の前提条件には「対象となる教育職員の在校等時間が1か月で42時間、1年で320時間までであること」「服務監督教育委員会及び校長は指針に定める全ての措置を講じること」等がありますが、県内の各学校の現状を見聞きする限り、この前提条件が満たされるとは考えにくいです。

先述の新聞報道によると、本年4～8月において、在校等時間の法的上限である月45時間を超える中学校教員が1090人と、全体の28.8%にのぼっている実態があります。そのような状況下で1年単位の変形労働時間制を導入しても在校等時間が規定時間には取まらず、長時間労働により心身に不調をきたす教職員がさらに多くなることが予想されます。また、服務監督教育委員会及び校長が講じることとされている措置の中には「部活動の休養日及び活動時間を部活動ガイドラインの範囲内とすること」というものもありますが、私が情報を得る限り、現在も部活動ガイドラインで定められた活動時間や休養日に関する制限が守られていない実態があります。「1年単位の変形労働時間制」の導入の目的が「休日のまとめ取り」であるというのであれば、そのような制度を導入しなくても、年次有給休暇を多く取得することで同じ目的を達成することができるはずです。

(2) 学校運営上の支障

この制度は「一度決めた勤務時間は変更することができない」という性質を有しています。たとえば「土曜日開催予定の屋外開催の学校行事は雨天であっても（勤務日とはされていない）日曜日に順延するということができない」「緊急性のある児童生徒指導案件は規定勤務終了時刻後も行う必要があるが、超過勤務分の回復措置を行うことができない」といった重大な問題点があり、この制度がそもそも学校

現場には馴染まないというを示しています。

* * *

現行制度下でも本来であれば、あらゆる業務について日常的に勤務時間の割振り変更が行われる必要がありますが、私自身の公立学校での勤務経験を振り返ってみても、まるで「規定勤務時間外はすべて自発的勤務である」というような法令に反した運用（勤務時間外の登校指導や、勤務時間をはみ出た職員会議等極めて限定的な場面でしか割振り変更はしない）が続けられてきました。労働基準法第 109 条に基づき、勤務時間の記録・保存の義務があると考えますが、勤務時間記録の一部である勤務時間の割振り変更については「勤務時間の割振り変更簿」等を用いての記録・保存が県内公立学校でされているということ、私自身は見聞きしたことがありません。このように現行制度下であっても勤務時間管理が不適切であると感じます。法の定めを守らないことが常態化している学校現場において、「1年単位の変形労働時間制」という問題点の多い制度を導入されたら、さらに不適切な運用が行われるのではないかと危惧します。

「1年単位の変形労働時間制」を導入したい市町教育委員会があった場合に導入できるよう、県教育委員会としては条例を作っておかなければならないという考えがあるのかもしれませんが、しかし、県内のいずれの市町においても、文部科学省が示した前提条件が満たされているという事実はありません。市町が条例を制定しやすくすることを目的として条例制定を行うというのは条例制定権の濫用であり、日本国憲法第 9 4 条ならびに地方自治法第 1 4 条で定められた条例制定権の趣旨にも反すると考えられます。このことはすなわち日本国憲法第 9 2 条で定められた地方自治の本旨に反することを意味し、違法・違憲にあたる重大な問題であると考えます。「1年単位の変形労働時間制」が先述の通り、教職員の負担のさらなる増大や学校運営上の支障に繋がるという重大な問題を含んでいることから、学校現場への導入は行わないようにしていただきたく思います。

